第８節　他法令の適用

１　法

⑴　第２章（第３条～第９条の４）

すべて適用される。

ただし、法第３条～第５条の３及び第８条の２の４に関しては、優先的に第３章に基づき対応すべきである。

なお、法第８条の２の５に関しては、法第14条の４と同様に、いずれの要件でも適用される。

⑵　第４章（第17条～第21条）

法第17条は適用されない。

それに伴い、同法第17条の２～第17条の４も適用されない。

その他の条文は、すべて適用される。

⑶　法第４章の２（第21条の２～第21条の16の７）

すべて適用される。

２　姫路市火災予防条例

⑴　第３章（第３条～第30条の２）

すべて適用される。

⑵　第３章の２（第30条の３～第30条の８）

すべて適用される。

⑶　第４章（第31条～第35条の３）

第31条～第33条は適用されない。

その他の条文は、すべて適用される。

⑷　第５章（第36条～第42条）

すべて適用されない。

⑸　第６章（第43条～第50条）

すべて適用される。

⑹　第６章の２（第50条の２～第50条の３）

すべて適用される。

⑺　第７章（第51条～第57条）

第55条及び第55条の２の少量危険物に関する規定並びに第56条の３は適用されない。

それ以外は適用される。

⑻　第８章（第58条～第59条）

第58条第１号及び第２号は適用されない。

その他の条文は、適用される。